Regular/Intensive

______ レギュラー・速修コース

基本テキスト

第1回体験講義用 テキスト

事業税

ENTERPRISE TAX



TEXT 1



テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 P 1 ~26

事業税 レギュラー・速修コース 基本テキストNo.1 コントロールタワー

	教材	テーマ	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスター
第 1	0	テーマ1 は じ め に テーマ2 法人事業税の納税義務者 テーマ3 法人事業税の課税団体 テーマ5 法人事業税の課税標準	P. 1	P. 2	P. 1	1-1 1-2
第 2	0	テーマ10 法人事業税の税率 テーマ6 法人事業税の所得の算定方法	P. 29	P. 12 P. 43 P. 60 P. 63	P. 17	2-1
第 3	0	テーマ6 法人事業税の所得の算定方法 テーマ8 課税標準に関する特別な計算 テーマ11 分割基準	P. 51	P. 63 P. 44 C P. 55 P. 64 C P. 69	P. 20	2-1
第 4	0	テーマ11 分割基準 テーマ4 法人事業税の課税客体 実力テスト(通信添削問題)	P. 67	P. 10	P. 67	2-6 2-8
第 5	0	テーマ7 法人事業税の外形標準課税 テーマ10 法人事業税の税率	P. 89	P. 102	P. 23	2-2 2-9
第 6	0	テーマ12 法人事業税の申告納付制度 テーマ13 法人事業税の確定申告納付 テーマ14 法人事業税の中間申告納付 テーマ15 申告者の自署及び押印等 テーマ18 法人事業税の期限後申告・修正申告	P. 111	P. 122	P. 85 2 P. 96 P. 99 2 P. 100 P. 107 2 P. 110	3-1 3-3 4-1
第7	0	テーマ32 延滞金・加算金 テーマ19 法人事業税の更正の請求 テーマ8 課税標準に関する特別な計算	P. 139	P. 56	P. 217	4-2
第 8	0	テーマ16 分割法人の申告納付 テーマ11 分割基準 実力テスト(通信添削問題)	P. 165	P. 124	P. 101	3-1

TAC方式 事業税の各テーマの学習内容の類型

★ テーマ1 はじめに

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
1	はじめに		
	1 – 1 事業税の性格	No.1	第1回
	1-2 事業税の特徴	No.1	第1回
	1-3 条文の体系	No.1	第1回
	1-4 本試験の出題傾向と対策	No.1	第1回

★ テーマ2 法人事業税の納税義務者

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
2	法人事業税の納税義務者		
	2-1 法人事業税の納税義務者	No.1	第1回

★ テーマ3 法人事業税の課税団体

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
3	法人事業税の課税団体 3-1 法人事業税の課税団体 3-2 事務所又は事業所	No. 1 No. 1	第1回第1回
	3-3 外国法人の事務所又は事業所 3-4 内国法人の外国に有する事業が行 われる場所	No.1 No.1	第1回 第1回

★ テーマ4 法人事業税の課税客体

0. 回数
第4回 第4回

★ テーマ5 法人事業税の課税標準

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
5	法人事業税の課税標準		
	5-1 法人事業税の課税標準	No.1	第1回

★ テーマ6 法人事業税の所得等の算定方法

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
6	法人事業税の所得等の算定方法		
	6-1 計算パターン	No. 1	第2回
	6-2 各事業年度の所得の算定方法	No.1 No.1	第2回 第2回
	6-3 法人税の所得計算の例によらない 項目	No. 1	第3回

★ テーマ7 法人事業税の外形標準課税制度

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
7	外形標準課税制度		
	7-1 概 要	No.1	第5回
	7-2 付加価値割の課税標準の算定方法	No.1 • No.2	第5回•第5回
	7-3 資本割の課税標準の算定方法	No.1 • No.2	第5回•第5回
	7-4 所得割の課税標準の算定方法	No.1	第5回
	7-5 課税標準の特例の適用除外	No.1	第5回
	7-6 徴収猶予	No.1	第5回

★ テーマ8 課税標準に関する特別な計算

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
8	課税標準に関する特別な計算		
	8-1 外国に支店等を有する内国法人の	No.1	第3回
	所得等の計算		
	8-2 課税事業と非課税事業にあわせて	No.1	第7回
	行う法人の所得等の計算		
	8-3 電気供給業等とその他の事業とを	No.1	第7回
	あわせて行う法人の所得等の計算		

★ テーマ9 収入金額の算定方法

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
9	収入金額の算定方法		
	9-1 電気供給・ガス供給業の収入金額	No.2	第4回
	9-2 生命保険会社等の収入金額	No.2	第4回
	9-3 損害保険会社等の収入金額	No.2	第4回
	9-4 少額短期保険業者の収入金額	No.2	第4回

★ テーマ10 法人事業税の税率

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
10	法人事業税の税率		
	10-1 法人事業税の税率	No.1	第2回
	10-2 収入金額課税法人の標準税率	No.1	第2回
	10-3 所得割に係る軽減税率適用法人の	No.1	第2回
	標準税率		
	10-4 軽減税率不適用法人の標準税率	No.1	第2回
	10-5 外形対象法人の標準税率	No.1	第5回

★ テーマ11 法人事業税の分割基準

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
11	分割基準		
	11-1 分割基準の種類	No.1	第3回
	11-2 製造業の分割基準	No.1	第3回
	11-3 その他の事業の分割基準	No.1	第4回
	11-4 鉄道・軌道事業の分割基準	No.1	第4回
	11-5 ガス供給業,倉庫等の分割基準	No.1	第4回
	11-6 電気供給業の分割基準	No.1	第4回
	11-7 分割基準を異にする事業をあわせ	No.1	第8回
	て行う場合		
	11-8 区分困難な事務所等に係る従業者	No.1	第8回
	の数の計算		
	11-9 従業者の数	No.2	第8回

★ テーマ12 法人事業税の申告納付制度

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
12	法人事業税の申告納付制度		
	12-1 法人事業税の申告納付制度	No.1	第6回

★ テーマ13 法人事業税の確定申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
13	法人事業税の確定申告納付		
	13-1 中間申告を要しない法人の申告納付	No.1	第6回
	13-2 中間申告を要する法人の申告納付	No.1	第6回
	13-3 中間申告納付額の還付・充当	No.1	第6回
	13-4 記載事項等	No.1	第6回
	13-5 申告期限の延長		

★ テーマ14 法人事業税の中間申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
14	法人事業税の中間申告納付		
	14-1 中間申告の概要	No.1	第6回
	14-2 予定申告による中間申告納付	No.1	第6回
	14-3 仮決算による中間申告納付	No.1	第6回
	14-4 みなす中間申告	No.1	第6回
	14-5 合併法人の中間申告納付	No.2	第7回

★ テーマ15 申告書の自署及び押印等

トNo. 回数
o.1 第6回 o.1 第6回

★ テーマ16 分割法人の申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
16	分割法人の申告納付		
	16-1 分割法人の確定申告納付 16-2 分割法人の中間申告納付 16-3 合併分割法人の中間申告納付	No.1 No.1 No.2	第8回 第8回 第7回

★ テーマ17 清算中の各事業年度の申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
17	清算中の各事業年度の申告納付		
	17-1 清算所得等の申告納付		

★ テーマ18 期限後申告納付・修正申告納付

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
18	期限後申告納付・修正申告納付		
	18- 1 期限後申告納付 18- 2 修正申告納付	No.1 No.1	第6回 第6回

★ テーマ19 法人事業税の更正の請求

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
19	法人事業税の更正の請求		
	19-1 地方税法に共通の更正の請求	No.1	第7回
	19-2 事業税に独自の更正の請求	No.1	第7回
	19-3 分割基準の修正に伴う更正の請求	No.1	第7回
	19-4 更正の請求の手続等	No.1	第7回

★ テーマ20 法人事業税の更正又は決定

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
20	法人事業税の更正又は決定		
	20-1 更正•決定の概要	No.2	第6回
	20-2 法人税の課税標準を基準とする所	No.2	第6回
	得割の更正・決定		
	20-3 知事の調査による所得割の更正・	No.2	第6回
	決定		
	20-4 知事の調査による付加価値割又は	No.2	第6回
	資本割の更正・決定		
	20-5 外形対象法人に係る決定の場合	No.2	第6回
	20-6 分割法人に係る更正・決定等	No.2	第6回
	20-7 更正・決定の通知等	No.2	第6回

★ テーマ21 事業年度

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
21	事業年度		
	21-1 概 要	No.2	第8回
	21-2 本来の事業年度	No.2	第8回
	21-3 みなし事業年度	No.2	第8回

★ テーマ22 個人事業税の納税義務者

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
22	個人事業税の納税義務者		
	22-1 個人事業税の納税義務者	No.2	第1回

★ テーマ23 個人事業税の課税団体

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
23	個人事業税の課税団体		
	23-1 個人事業税の課税団体	No.2	第1回
	23-2 事務所又は事業所	No.2	第1回
	23-3 外国個人の事務所又は事業所	No.2	第1回
	23-4 内国個人の外国に有する事業が行	No.2	第1回
	われる場所		

★ テーマ24 個人事業税の課税客体

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
24	個人事業税の課税客体		
	24-1 個人事業税の課税客体	No.2	第1回
	24-2 第1種事業	No.2	第1回
	24-3 第2種事業	No.2	第1回
	24-4 第3種事業	No.2	第1回
	24-5 非課税となる事業等	No.2	第2回

★ テーマ25 個人事業税の課税標準

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
25	個人事業税の課税標準		
	25-1 個人事業税の課税標準	No.2	第2回

★ テーマ26 個人事業税の所得の算定方法

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
26	個人事業税の所得の算定方法		
	26-1 個人事業税の計算パターン	No.2	第2回
	26-2 個人事業税の所得の算定方法	No.2	第2回
	26-3 所得税の所得計算の例によらない	No.2	第2回
	項目		
	26-4 損益の合算又は通算	No.2	第2回
	26-5 個人事業税の特別な所得の計算	No.2	第2回

★ テーマ27 青色事業専従者控除等

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
27	青色事業専従者控除等		
	27-1 青色事業専従者控除	No.2	第3回
	27-2 白色事業専従者控除	No.2	第3回
	27-3 もっぱらその個人の行う事業に従	No.2	第3回
	事するか否かの判定		
	27-4 専従事業者に該当しない者	No.2	第3回

★ テーマ28 個人事業税の各種控除者

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
28	個人事業税の各種控除者		
	28-1 各種控除の概要	No.2	第3回
	28-2 損失の繰越控除	No.2	第3回
	28-3 被災事業用資産の損失の繰越控除	No.2	第3回
	28-4 事業用資産の譲渡損失の控除	No.2	第3回
	28-5 事業用資産の譲渡損失の繰越控除	No.2	第3回
	28-6 事業主控除	No.2	第3回
	28-7 各種控除のその他留意点	No.2	第3回

★ テーマ29 個人事業税の税率

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
29	個人事業税の税率		
	29-1 個人事業税の税率	No.2	第2回
	29-2 個人事業税の標準税率	No.2	第2回
	29-3 異なる税率の適用を受ける場合	No.2	第2回

★ テーマ30 個人事業税の分割基準

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
30	個人事業税の分割基準		
	30-1 個人事業税の分割基準	No.2	第2回

★ テーマ31 個人事業税の賦課・徴収

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回 数
31	個人事業税の賦課・徴収		
	31-1 賦課・徴収の概要	No.2	第7回
	31-2 個人事業税の賦課の方法	No.2	第7回
	31-3 個人事業税の徴収の方法	No.2	第7回
	31-4 分割個人に対する賦課方法	No.2	第7回
	31-5 個人事業税の申告	No.2	第7回

★ テーマ32 延滞金・加算金

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキストNo.	回 数
32	延滞金•加算金		
	32-1 延滞金の納付	No.1	第7回
	32-2 加算金の徴収	No.1	第7回



テーマ1 はじめに

理論:重要度 ★

計算:重要度 ★

事業税の学習をはじめるにあたり、事業税の理論的な位置付けと事業税の特徴について 理解するとともに、合格点を取るための学習方法を習得する。

学習のポイント

- 1. 事業税の性格と事業税の特徴を理解する。
- 2. 正確な理論暗記の土台として地方税法で用いられる慣用語の意味と用法を押さえる。
- 3. 本試験の出題傾向を知り、効率的な学習方法を身に付ける。

1-1 事業税の性格

事業税を学習するにあたり、まず、その性格として以下の3点が挙げられる。

1 事業税は地方税(道府県税)である。

事業税は法人税・所得税等の国税と異なり、47の都道府県が課税権を持っており、 課税標準や税率などの基本的な課税要件はすべて各都道府県の条例の定めによる。こ のように事業税は地方税(道府県税)である。

②参考

わが国の租税には、国が課する税である国税と、地方公共団体が課する税である地 方税とがある。

2 事業税は物税である。

事業税は法人税や所得税のように、その所得者の給付能力(=人)に着目して課税する租税(人税)ではなく、その事業自体(=物)に着目して課税する租税(物税)である。

	種	類	内容	例
Ĭ	人	税	個人・法人という人に着目	所得税・法人税
Ì	物	税	事業(物)そのものに着目	事業税・消費税

3 事業税は各種行政サービスの対価たる租税である。

事業を行う者は、各都道府県において道路、港湾、教育、衛生等の公共的な施設を 利用して事業活動を行っており、事業税は、その利用の対価として位置付けられる。

- 1. 事業税は地方税(道府県税)である。
- 2. 事業税は物税である。
- 事業税は各種行政サービスの対価たる租税である。

1-2 事業税の特徴

1 事業税は国が大枠を「地方税法」で定め、各道府県がその枠 内で「条例」を定めている。

- (1) 地方税は、地方団体が課する税金である。地方団体とは都道府県、市町村のことで、47都道府県と1,700余りの市町村からなっている。このように地方税は全国1,800程度の地方団体が課税団体となり、それぞれの地方団体に何らかのかかわりのある者に負担を求めるものである。
- (2) この場合に、これらの地方団体がそれぞれ勝手に地方税を賦課し徴収することとなると、二重課税等の不公平が生ずることとなる。そこで日本国憲法、地方自治法の規定をうけて「地方税法」が定められている。
- (3) この「地方税法」は、地方団体の課税権の大枠を定めたものであって、都道府県や市町村はその枠内で具体的に課税する税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について、「各地方団体の条例」で定めることとされる。

2 事業税は法人事業税と個人事業税から成っている。

事業税は、法人の行う事業に対して課する税、すなわち法人事業税と、個人の行う 事業に対して課する税、すなわち個人事業税から成り、次のとおり対比される。

	法人事業税	個人事業税
1.課 税 客 体	法人の行う事業の全て	第1種事業・第2種事業及
		び第3種事業の3事業のみ
2. 課税標準の算定	事業年度単位	暦年(1月1日から12月末
期間		日までの期間)単位
3. 課税標準の種類 原	原則① 付加価値額	
	② 資本金等の額	
	③ 所得	
例	列外収入金額	所 得
	① 電気供給業	
	② ガス供給業	
	③ 保険業	

4. 所得の算定方法	法人税の所得の計算の方法	所得税の不動産所得・事業
		所得の計算の方法
5. 税 率	法人の性格等により適用税	事業の性格により適用税率
	率が区分	が区分
6. 徴収方法	申告納付の方法	普通徴収の方法

3 課税権の調整として分割基準がある。

事業税は都道府県税であるから、法人又は個人が2以上の道府県にまたがって事業を行う場合には、それぞれ関係府県ごとに課税標準を分割して事業税を納めなければならない。この基準を分割基準という。

(1) 法人事業税の分割基準

- ① 製造業 …… 従業者の数
- ② 電気供給業 …… 固定資産価額 \leftarrow (1/4) 発電所の価額 \leftarrow (3/4) 課税標準総額
- ③ ガス供給業・倉庫業 …… 固定資産の価額
- ④ 鉄道・軌道事業 …… 軌道の延長キロメートル数
- ⑤ その他 …… 事務所数 \leftarrow (1/2) 課税標準総額 従業者数 \leftarrow (1/2)

(2) 個人事業税の分割基準

従業者数

- 1. 国が「地方税法」で大枠を、各道府県がその枠内で「条例」を定めている。
- 2. 法人事業税と個人事業税から成っている。
- 3. 分割基準がある。

一設 例

甲株式会社(以下「甲社」という。)の納付すべき法人事業税額を算定しなさい。 [資料]

- 1. 甲社は製造業を営んでおり、所得割のみが課される法人に該当する。
- 2. 所得割の課税標準である各事業年度の所得金額は、10,000,000円である。
- 3. 甲社は軽減税率適用法人に該当するが、その税率は以下のとおりである。
 - (1) 所得のうち年400万円以下の金額 100
 - (2) 所得のうち年400万円超、800万円以下の金額 100
 - (3) 所得のうち年800万円超の金額 6.7
- 4. 甲社の所得割の算定上採用される分割基準の数値は、以下の通りである。

A県 70人 B県 30人



- 1. 課税標準額の算定
 - (1) 所得の総額

10,000,000円

(2) 課税標準額の総額

甲社は、軽減税率適用法人に該当する。

① 年400万円以下の金額

4,000,000円

② 年400万円超、800万円以下の金額

4,000,000円

③ 年800万円超の金額

10,000,000円-(4,000,000円+4,000,000円)=2,000,000円 (千円未満切捨)

- 2. 分割課税標準額の算定
 - (1) 分割基準

A県 70人 B県 30人 100人

はじめに

(2) 分割課税標準額(それぞれ千円未満切捨)

① 年400万円以下の金額

A県 4,000,000円 ×
$$\frac{70 \text{ }}{100 \text{ }}$$
 = 2,800,000円 \mathbf{a}_1
B県 4,000,000円 × $\frac{30 \text{ }}{100 \text{ }}$ = 1,200,000円 \mathbf{b}_1

② 年400万円超、800万円以下の金額

A県
$$4,000,000$$
円 $\times \frac{70 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 2,800,000$ 円 \mathbf{a}_2
B県 $4,000,000$ 円 $\times \frac{30 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 1,200,000$ 円 \mathbf{b}_2
③ 年800万円超の金額
A県 $2,000,000$ 円 $\times \frac{70 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 1,400,000$ 円 \mathbf{a}_3
B県 $2,000,000$ 円 $\times \frac{30 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 600,000$ 円 \mathbf{b}_3

3. 事業税額の算定(それぞれ百円未満切捨)

(1) A県

$$a_1$$
 2,800,000円 \times $\frac{3.4}{100}$ $=$ 95,200円 a_2 2,800,000円 \times $\frac{5.1}{100}$ $=$ 142,800円 a_3 1,400,000円 \times $\frac{6.7}{100}$ $=$ 93,800円 $\frac{6.7}{100}$ $=$ 93,800円 $\frac{3.4}{100}$ $=$ 40,800円 a_2 1,200,000円 x $\frac{5.1}{100}$ $=$ 61,200円 a_3 600,000円 x $\frac{6.7}{100}$ $=$ 40,200円 $\frac{6.7}{100}$ $=$ 40,200円 $\frac{6.7}{100}$ $=$ 40,200円

(なお、軽減税率適用法人の詳細については後日学習します。)

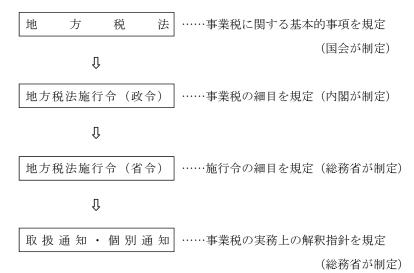
1-3 条文の体系

本試験の理論問題の合否は、題意に合わせて、いかに条文に忠実に書けているかどうかで決まる。したがって、税法用語は正確であるが、文章の意味が通らない答案では得点にならない。理論を正確に覚えることができるかどうかは、条文が正確に読めるかどうかにかかっている。

1 事業税条文の体系

事業税の条文の体系は、国税と同様に制定した者が誰であるかにより、次のように なっている。

(1) 国及びその機関が規定するもの



(2) 都道府県及び都道府県知事が規定するもの

条	例	各都道府県の事業税に関して基本的事項を規定
		(各都道府県議会が制定)
規	則	各都道府県の事業税の細目を規定
		(各都道府県知事が制定)



②参考 事業税と国税の条文体系の比較

事	事 業 税			国			税			
総		則		玉	税	通	則	法		
本		則※	;	法	人	税	法	等		
附		則	;	租	税特	别	措置	法法		
地方税法施行令				法人税法施行令等						
地方和	说法施?	行規則	;	法丿	人税法	去施行	亍規具	训等		
取	扱 通	鱼 知		基	本	:	通	達		
個	別 通	鱼 知	,	個	別		通	達		

※ 第72条~第72条の76

1-4 本試験の出題傾向と対策

1 過去10年間の出題内容

口	年	理論				Ē	计 绉	算				
54	平成16年	第一問 第二問		法法	人人	50 25	第三問	法	人	総	合	25
55	平成17年	第一問第二問	応 用	法法	· 個 人	50 15	第三問	法	人	総	合	35
56	平成18年	第一問 第二問	個・個 応 用	法個	人人	50 20	第三問	法	人	総	合	30
57	平成19年	第一問	個 別 応 用	法法	人人	45 20	第三問	法	人	総	合	35
58	平成20年	第一問 第二問	応・個 応 用	法法	人人	55 15	第三問	法	人	総	合	30
59	平成21年	第一問 第二問	個 別 応 用	法個	人人	50 20	第三問	法	人	総	合	30
60	平成22年	第一問 第二問	III /3 1	法法	人人	50 20	第三問	個法	人人	総個	合別	30
61	平成23年	第一問 第二問	個 別 応 用	法法	·個 人	50 20	第三問	法	人	総	合	30
62	平成24年	第一問第二問	個 別 応 用	法個	人人	30 20	第三問	法法	人人	個総	別合	50
63	平成25年	第一問第二問	個 別 応 用	法法	人人	30 20	第三問	個 法	人人	個総	別 合	50

- (1) 配 点……理論が50点~75点、計算が25点~50点
- (2) 総合 or 個別……理論は応用30%、個別70%

計算は毎年税額算定まで要求する総合問題形式、但し出題内 容はバラエティに富む。

- (3) 法人 or 個人……理論は法人70%、個人30% 計算は法人90%、個人10%
- (4) 分割 or 非分割……理論は50%

計算は毎年分割を前提に出題されている。

- (5) 解 答 用 紙……理論7~8枚、計算5~6枚
- (6) 出 題 者……総務省、自治税務局、都道府県税課長

はじめに

2 理論対策

事業税は本試験における理論の配点が70点であることから明らかなように総合理論であれ、個別理論であれ、解答の量と内容の質が一定レベル以上であることが要求されることになる。

したがって、理論の対策としては、直前期までに重要個別問題(理論マスターのAランク)をテキストの内容に沿って、しっかり押さえることが重要である。さらにこの期間の個別理論を土台として直前期に総合問題や事例問題に数多く触れてもらう予定である。

3 計算対策

分割法人を前提にした法人事業税額算定までの総合計算問題という出題パターンはほぼ毎年変化がないし、内容的にも平易な問題が多いため、得点しやすい部分と言える。練習不足によるミスを予防するためにもこまめに問題を解きなおして欲しい。また、理論の知識を補完したり、深めるためにも理論の学習と関連付けて問題に当たることが重要といえる。

テーマ 2 法人事業税の納税義務者

理論:重要度 ★★★

計算:重要度 -

事業税においていかなる法人が納税義務を有するかを原則と例外に分けて学習していく。

学習のポイント

- 1. 法人事業税の納税義務者は、原則として、いかなる法人なのかを前提条件とと もに正確に押さえること。
- 2. 人格のない社団等は事業税でいかに位置付けられるかを押さえること。
- 3. 例外的取扱い ①~③のタイトルを挙げられること。
- 4. 理論マスター1-1 (法人事業税部分のみ)を正確に覚えること。

2-1 法人事業税の納税義務者

1 原則① 国内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人 (法72の2①)

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人

法人事業税は、法人の行う事業に対し、(2)の事業及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県において、その法人に課する。

- (2) 課税区分
 - ① ②以外の事業
 - イ ロ以外の法人(外形対象法人) ……付加価値割額、資本割額及び所得割額の 合算額
 - ロ 公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、非営利型以外の一般 社団法人及び一般財団法人その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金 の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しない もの……所得割額
 - ② 電気供給業、ガス供給業及び保険業……収入割額

2 原則② 人格のない社団等(法72の2④)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行う もの(その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」 という。)は法人とみなされて事業税の納税義務者となる。

3 例外① 非課税事業を行う法人(法72の4)

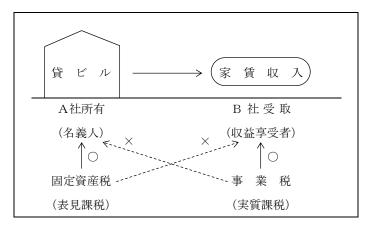
上記1、2に該当する法人であっても、地方税法に定める非課税事業のみを行う法 人又は非課税団体等一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならな い。

4 例外② 実質課税の原則(法72の2の3)

事業税において、資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受するものに課することとしている。つまり、名義人と実質的収益の享受者が異なる場合には、実質的な収益の享受者が納税義務者となる。

(注) 趣旨……事業収益から生ずる所得 実質享受者に事業税を課する。

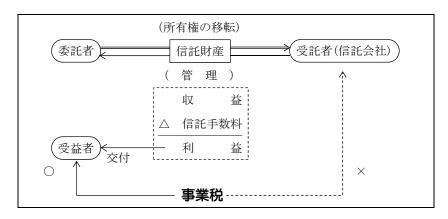
	納税義務者
名 義 人	×
収益享受者	0



5 例外③ 信託財産と事業税(法72の3)

信託の受益者(受益者として権利を有するものに限る。)は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして事業税を課する。

(注) 趣旨……信託財産から生ずる所得→受益者に事業税を課する。



● ここを覚える!

- 1. 原則が2つ例外が3つある。
 2. 理論マスター1-1 (法人事業税の部分のみ)

テーマ3 法人事業税の課税団体

理論:重要度 ★★★

計算:重要度

法人事業税の場合、誰が課税権を有しているかを学習していく。そしてこの事業税にお ける課税権の有無は、事務所又は事業所の所在によって決定されることから事務所又は事 業所の意義についてさらに深く学習していく。

学習のポイント

- 1. 通常の法人の場合、誰が課税団体となるかを押さえる。
- 2. 分割法人の場合、いかに課税権の調整が行われるかを理解する。
- 3. 事務所又は事業所の意義を、ポイントの内容を理解しながら正確に押さえるこ
- 4. 外国法人の事務所又は事業所となる6つの恒久的施設を挙げられること。
- 5. 課税団体の課税額の及ぶ範囲を挙げられること。

3-1 法人事業税の課税団体

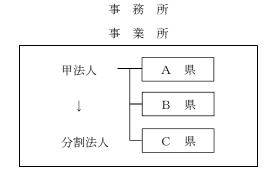
1 法人事業税の課税団体(法72の2)

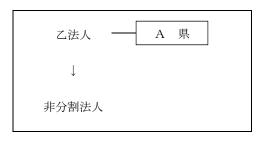
法人の事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県が課する ものである。したがって、その事業を行うための事務所又は事業所所在の道府県が課 税団体となる。

(注) 地方税法においては、「道府県」という用語が使用されているが、「都」についても道府県に関する規定が準用される。(法1②)

2 分割法人の場合(法72の48①)

2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人(分割法人という。)については、その法人の課税標準額を一定の基準(分割基準という。)によって関係道府県間に分割することにより、関係道府県の課税権の範囲を明らかにする。





3-2 事務所又は事業所

すでに記したように、事業税における課税権の有無は、事務所又は事業所の所在によって決定されることから事務所又は事業所の意義は非常に重要なものとなる。

1 事務所又は事業所の意義(取通1-6)

事務所又は事業所 とは、それが 自己の所有に属するものであると否とを問わ

ず 、 事業 の必要から設けられた 人的及び物的設備 であって、そこで

継続して事業が行われる場所をいう。

2 ポイントの分析

(1) 自己の所有に属するものであると否とを問わず (所有を問わない)

物的設備が必ずしもその法人の所有物でなくとも、たとえば、貸ビルを借りて事業を行っている場合でもよい。

(2) 事業 (広い意味の事業)

事務所又は事業所において行う事業は、その法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、 事務所又は事業所とされる。

(注1) 内部的、便宜的目的のみに供される場所 (→事務所又は事業所に含まれない。)

小使等の外に別に事務員を配置せず もっぱら従業員の宿泊、監視等のみを行う

宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等

(3) 人的及び物的設備 (人も物も)

事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられる人的及び物的設備であり、単に物的設備である材料倉庫のみで、人的設備である人員等の配置がないものは事務 所又は事業所とされない。

法人事業税の課税団体

⑷ |継続して事業が行われる場所|(継続性)

事務所又は事業所と認められるためには、その場所において行われる事業がある 程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一 時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所又は事業 所とはされない。

(注) 季節営業の場合

避暑地において、季節営業として毎年定期的に2、3ヶ月程度事業を行っている場合には、事務所又は事業所とされる。

部設 例

事業税の「事務所又は事業所」となるか否か判定しなさい。

- (1) 貸ビルの1階フロアを賃借している営業所
- (2) 新製品の開発を行う研究所
- (3) 伊豆の保養所
- (4) 無人の材料倉庫
- (5) 毎年夏の間営業する九十九里の海の家
- (6) 2ヶ月間の一時的な事業の用に供する目的で設けた現場事務所

多解説

- (1) …… 自己の所有に属するものでなくともよい。
- (2) …… 附随的事業が行われる場所も含まれる。
- (3) × …… 事業に関連しない会社の内部的目的のために供される場所であるか ら除かれる。
- (4) × …… 人的設備である人員の配置なし
- (5) …… 毎年定期的に季節営業を行っている。
- (6) × …… 継続性なし

♀ ここを覚える!

事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

3-3 外国法人の事務所又は事業所

1 外国法人の事務所又は事業所(法72の2⑥)

外国法人の事務所又は事業所とは、その事業が行なわれる場所で 一定のもの をいう。

2 6項目の 一定のもの (=恒久的施設)(令7の3の5)

(1) 支店など

支店、出張所、営業所、事務所、事業所、工場または倉庫(倉庫業者が自己の事業の用に供するものにかぎる。)

(2) 天然資源採取場所

鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

(3) (1)、(2)に準ずる場所

- (注) (1)~(3)に該当しても、これらに含まれない場所
 - ① 外国法人等がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
 - ② 外国法人等がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
 - ③ 外国法人等が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他 その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うため にのみ使用する一定の場所

(4) 1年超の建設作業場

建設、据付、組立てその他の作業でその期間が1年を超えるものまたはその作業 の指揮監督の役務の提供でその期間が1年を超えるものの場所

(5) 代理人等の事務所又は事業所

その外国法人等のために、その事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する代理人等一定の代理権限を有する者の事務所又は事業所

(6) 租税条約により定められた場所

外国との間に租税条約が締結され、その条約における恒久的施設に関する規定が 事業税に適用される場合において、その恒久的施設の範囲が上記(1)~(5)に掲げる場 所と異なるときに、その条約において恒久的施設とされた場所

₩ ここを覚える!

- 1. 外国法人の事務所又は事業所とは、その事業が行われる場所で一定のものをいう。
- 2. 一定のもの (=恒久的施設) には以下の6つがある。
 - (1) 支店など
 - (2) 天然資源採取場所
 - (3) (1)、(2)に準ずる場所
 - (4) 建設作業場
 - (5) 代理人等の事務所又は事業所
 - (6) 租税条約により定められた場所

内国法人の外国に有する事業が行 3-4 われる場所(法72の24、令20の2 の16、令7の3の5等)

事業税における事業とは国内における事業であり、外国の事業は本来事業税の課税対象から除外されている。ここでは内国法人の外国に有する事業が行われる場所を明らかにすることで、除外される範囲を確認する。

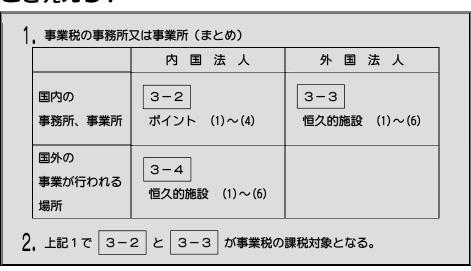
1 内国法人の外国に有する事業が行われる場所

内国法人が法の施行地以外に有する場所で、一定のものをいう。

2 6項目の 一定のもの (=恒久的施設)

→3-3 **2**の(1)~(6)と同様

○ここを覚える!



テーマ 5 法人事業税の課税標準

理論:重要度 ★★★

計算:重要度 ★★★

法人事業税の課税標準(税率を乗ずるもと)について学習する。収入金額、外形標準と いった事業税独特の課税標準がいかなる法人に適用されるのかを確実に押さえながら見て 欲しい。

学習のポイント

- 1 電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人は各事業年度の収入金額を課税標 準とする。
- 2. 上記1以外の法人は①外形対象法人と②その他の法人(所得割のみが課される 法人) に区分される。
- 3. 上記2②の法人は、条例の定めがある場合に資本金額、売上金額などの外形標 準を課税標準とすることが認められている。

5-1 法人事業税の課税標準

1 課税標準の概要(法72の12、法72の2①)

対	象	課税標準
(1) 電気供給業、ガス(共給業、保険業	各事業年度の収入金額
(2) (1)以外の法人	原則	 外形対象法人 (イ)付加価値割 各事業年度の付加価値額 (ロ)資本割 各事業年度の資本金等の額 (ハ)所得割 各事業年度の所得 ② その他の法人(所得割のみが課される法人) 所得割…各事業年度の所得
	特例	上記原則②の法人については、 資本金額、売上金額などの外形 標準(法72の24の4)

②参考

事業税は、公共的施設の利用税であることを考えると、事業から利益が生じない 場合にも負担しなければならないこととなる。

したがって課税標準は、資本金額や売上金額などの外形的基準によることが望ま しいということになるが、小規模な法人については、企業の税負担能力を考えて利 益が生じたときに事業税を課することとしている。

2 何故各事業年度の収入金額を課税標準とするのか

電気供給業、ガス供給業及び保険業については、法人の事業税を顧客に転嫁することなどが比較的容易であることから各事業年度の収入金額を課税標準としている。

3 各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得

- (1) 外形対象法人
 - **2**により収入金額に課税される法人以外の法人のうちその資本金の額が1億円を 超えるものについては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税方式と、 所得に対して課税する所得課税方式により事業税が課される。
 - ① 付加価値額… (報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料) ±単年度損益
 - ② 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額
 - ③ 所得…各事業年度の所得
- (2) その他の法人(所得割のみが課される法人) その他の法人については、税負担能力や顧客への転嫁等を考えて、各事業年度の 所得を課税標準としている。

4 課税標準の特例(法72の24の4)

- ① 外形対象法人以外の法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。) に対する事業税の課税標準は
- ② 事業の情況に応じ、所得と併せて
- ③ | 資本金額、売上金額、家屋の床面積又は、価格、土地の地積又は価格、従業員

数等しを用いることができる。

○ここを覚える!

- 1. 各事業年度の収入金額を課税標準とする法人は電気供給業、ガス供給業、保険業を営む法人である。
- 外形対象法人とその他の法人に課税標準について整理しおさえること。
- 3. 外形対象法人以外の法人は課税標準の特例として、所得と併せて資本金額、売上金額等を用いることが認められる。
- 4. "各事業年度"といった用語を書きもらさぬように解答する。

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 P2〜9

<メ モ>

問題1 (事業税の概要)

基礎

〔設問1〕 事業税の性格について下記①~③を埋めなさい。

- 1 事業税は地方税 (① 税) である。
- 2 事業税は ② である。
- 3 事業税は ③ たる租税である。

〔設問2〕 事業税の特徴について下記の表を完成させなさい。

	法人事業税	個人事業税
1.課 税 客 体		
2.課税標準の		
算定期間		
3.課税標準の種類		
4.所得の算定		
方法		
5.税 率		
6.徵収方法		

[設問 1] ① 道府県 ② 物税 ③ 各種行政サービスの対価

〔設問2〕

	法人事業税	個人事業税	
		第1種事業・第2種事業	
1.課 税 客 体	法人の行う事業の全て	および第3種事業の3事	
		業のみ	
2.課税標準の	事業年度単位	暦年(1月1日から12月	
算定期間	ず 未十反平位	末日までの期間) 単位	
	原則…①付加価値額		
	②資本金等の額	所得	
3.課税標準の	③所得		
種類	例外…④収入金額		
1里块	イ電気供給業		
	ロガス供給業		
	ハ保険業		
4.所得の算定	法人税の所得の計算の方法	所得税の不動産所得・事	
方法		業所得の計算の方法	
5.税 率	法人の性格により適用税率	事業の性格により適用税	
	が区分	率が区分	
6.徵収方法	申告納付の方法	普通徴収の方法	

問題2 (法人事業税の納税義務者)

基礎

法人事業税の課税区分について下記の文章を完成させなさい。

(1)	(2)以外の事業
1) ロ以外の法人 (A)
2) E , 特別法人,人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資
	本金の額若しくは出資金の額が F のもの又は資本若しくは出資を要しないもの
	D
(2)	G , H 及び I
	J

A	外形対象法人	В	付加価値割額	С	資本割額
D	所得割額	Е	公益法人等	F	1億円以下
G	電気供給業	Н	ガス供給業	Ι	保険業
J	収入割額				

問題3 (法人事業税の納税義務者)

基礎

〔設問1〕 下記の文章を完成させなさい。

a に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

法人事業税は、法人の行う b に対し、(2)の事業及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって c 所在の d において、その法人に課する。

[設問2] 法人でない社団又は財団が法人とみなされて事業税の納税義務者となるのは、どのような場合ですか。

〔設問1〕

а	国内	b	事業	С	事務所又は事業所
d	道府県				

[設問2] 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、事業税を課する。

問題4 (事務所又は事業所)

基礎

[設問1] 事業所における事務所又は事業所の意義について、下記①~④を埋めなさい。

 事務所等とは、それが
 ①
 ①
 ② の必要か

 ら設けられた
 ③
 であって、そこで
 ④
 をいう。

- [設問2] 次の(1)から(10)のうち事務所又は事業所に該当するものには \bigcirc を、該当しないものには ×を記しなさい。
 - (1) 従業員の宿泊所
 - (2) 甲社の商品保管のための倉庫(管理人を配置していない。)
 - (3) 賃借りしたビルの一室に設けた事務所
 - (4) 軽井沢に毎年6月から8月まで設けているみやげ物店
 - (5) たまたま一ヶ月間一時的な事業の用に供する目的で設けた現場事務所
 - (6) 当社の販売用製品の製造工場(従業員は80人)
 - (7) 倉庫業者の倉庫(管理人を配置している。)
 - (8) 季節営業による2, 3ヶ月程度の海の家
 - (9) 材料置場
 - (10) 賃貸用マンション(管理人を配置していない。)

- 〔設問1〕 ① 自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず ② 事業
 - ③ 人的及び物的設備 ④ 継続して事業が行われる場所
- 〔設問 2 〕 (1) × (6)
 - $(2) \times (7) \bigcirc$
 - (3) (8) (
 - (4) O (9) ×
 - (5) × (10) ×

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 テーマ1-1、1-2

[━━━━ 事業税の納税義務者

[ランクA]

1. 法人事業税の納税義務者

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人(法72の2①)

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(4)の事業及び法人の区分に応じ、 それぞれに定める額によって事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所 在の道府県において、その法人に課する。

(2) 人格のない社団等(法72の2④)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、事業税を課する。

(3) みなし課税法人(法72の2⑤)

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

- (4) 課税区分(法72の2①)
 - ① ②以外の事業
 - イ ロ以外の法人(外形対象法人) ……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
 - ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額
 - ② 電気供給業、ガス供給業及び保険業……収入割額
 - (注) 判定の時期(法72の2②)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日(仮決算による中間申告納付にあってはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあっては解散の日)の現況による。

2. 個人事業税の納税義務者

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人(法72の2③)

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、 所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等(法72の2⑦)

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

3. 外国法人又は外国個人の事務所等(法72の2⑥)

重要度△

外国法人又は外国個人の行う事業については、その事業が行われる場所で法施 行地内に有する一定のものをもって、その事務所等とする。

4. 法人課税信託(法72の2の2)

重要度△

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、 それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

5. 実質課税の原則(法72の2の3)

重要度△

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課する。

6. 信託財産と事業税(法72の3)

重要度△

信託の受益者(受益者として権利を有するものに限る。)は、その信託財産に帰属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして、事業税を課する。

7. 非課税事業を行う法人又は個人(法72の4等)

重要度△

上記1. から3. に該当する法人又は個人であっても、非課税事業のみを行う 法人又は個人その他一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはな らない。

8. 用語の意義(法72)

重要度△

- (1) 付加価値割……付加価値額によって課する法人事業税をいう。
- (2) 資本割………資本金等の額によって課する法人事業税をいう。
- (3) 所得割………所得によって課する法人事業税をいう。
- (4) 収入割………収入金額によって課する法人事業税をいう。

1-2 事業税の事務所又は事業所

[ランクB]

1. 概要(法72の2①③)

重要度△

事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県において、その法人及び個人に課する。したがって、事務所等所在の道府県が事業税の課税団体となる。

2. 内国法人又は内国個人の事務所等(取通1-6)

重要度〇

(1) 意 義

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、 事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が 行われる場所をいう。

(2) 留意点

① 事業の必要性について

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引 に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して 行われる附随的事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考え られるものは、事務所等として取り扱って差し支えない。

② 事業の継続性について

事務所等と認められるためには、その場所で行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要する。

3. 外国法人又は外国個人の事務所等

(法72の2⑥、令10の2、7の3の5)

重要度△

外国法人又は外国個人が法施行地内に有する次の場所とする。

(1) 支店等

支店、出張所、営業所、事務所、事業所、工場又は倉庫(倉庫業者が自己の事業の用に供するものに限る。)

(2) 天然資源採取場所

鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

(3) 上記(1)及び(2)の場所に準ずる場所

(注) 除外する場所

次の場所は、上記(1)から(3)にかかわらず、これらの場所としない。

- ① その資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
- ② その資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
- ③ 広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行に とって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の 場所

(4) 1年超の建設作業場

建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供 でその期間が1年をこえるものの場所

(5) 代理人等の事務所等

その外国法人又は外国個人のために、その事業に関し契約を締結する権限を 有する代理人等の事務所等

(6) 租税条約で定められた場所

租税条約における恒久的施設とされた場所の範囲が上記(1)から(5)による場所の範囲と異なるときは、その条約において恒久的施設とされた場所

4. 内国法人又は内国個人の法施行地外に有する事務所等

(令20の2の16、35の3の9、7の3の5)

重要度△

内国法人又は内国個人が法施行地外に有する上記3.(1)から(6)の場所とする。

5. 個人事業税におけるみなし事務所等(法72の2⑦)

重要度ム

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。